

## 商店街組織の運営支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による長期的な影響を受けている県内の法人格を有する商店街組織に対し、商店街等の施設の維持・修繕・管理費用の一部について予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「商店街等」とは、商店街、共同店舗又は問屋街をいう。
- (2) 「法人格を有する商店街組織」とは、商店街等を構成するもののうち、法人格を有する団体であつて、商店街振興組合、事業協同組合、事業協同小組合、中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第9条ただし書きに規定する商店街組合（以下「商店街組合」という。）をいう。
- (3) 「大規模施設等」とは、新型インフルエンザ等特別措置法施行令（平成25年政令第122号。以下「特措令」という。）第11条第1項各号に規定する飲食店以外の施設のうち、多数の者が利用する施設で、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える一定の施設（生活必需物資の小売り関係等を除く。）をいう。

### (交付の目的と対象者)

第3条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化によって、運営費用の確保に苦慮する等の影響を受けている県内の法人格を有する商店街組織（商店街振興組合連合会若しくは商店街組合を会員とする商工組合連合会等の法人格を有する者を会員とする組織又は大規模施設等の設置者若しくは大規模施設等のテナントによる組織を除く。）に対し、商店街等の施設の維持・修繕・管理費用の一部を補助することにより、商店街の活気を取り戻すための取組みを後押しするとともに、地域住民が安全で安心して商店街を利用できる環境の維持につなげることを目的とする。

### (交付額及び交付対象経費)

第4条 補助金の交付額は、令和2年2月以降の月を含まない会計年度のうち、直近の会計年度における費用の支出総額（以下、本条において単に「支出総額」という。）に応じ、次のとおりとする。

支出総額	交付額
300万円未満	10万円
300万円以上1,000万円未満	20万円
1,000万円以上2,000万円未満	50万円
2,000万円以上	70万円

- 2 交付対象経費は、次表に掲げる商店街等の施設の維持・修繕・管理費用とする。  
ただし、備品等は取得価格又は効用の増加価格が単価30万円未満のものに限る。

交付対象経費
アーケード，共同店舗，地域交流施設，街路灯，防犯カメラ，路面舗装，駐車場，イベント広場，その他商店街等の機能を維持向上させるための施設又は設備に係る維持・修繕・管理に要する費用（消費税を除く）

(交付申請)

第5条 規則第3条第1項の補助金等交付申請書は、別記様式第1号によるものとし、その提出期限は知事が別に定める日とする。

- 2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 令和2年2月以降の月を含まない会計年度のうち、直近の会計年度に関する財務諸表
  - (2) 振込先口座の通帳の写し
  - (3) その他知事が必要とする書類
- 3 次の各号のいずれかに該当する事業者は、交付申請をすることができない。
- (1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等
  - (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
  - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者
  - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者
- 4 知事は、前項に規定する暴力団又は暴力団員等に関する事項について、警察機関に照会することができる。

(交付の決定と額の確定等)

第6条 知事は、第5条の規定による交付申請書の提出があった場合には、当該申請書の内

容を審査し、補助金を交付する場合は交付の決定と額の確定を同時に行い、交付しない場合は不交付の決定を行う。

- 2 前項の決定において、補助金を交付する場合にあっては、別記様式第2号により、協力を不交付とする場合にあっては、別記様式第3号により、知事は第5条の交付申請をした事業者（以下「申請者」という。）に対し通知する。

（実績報告）

第7条 規則第12条の実績報告書は、別記様式第1によるものとし、実績報告は第5条の規定による交付申請書の提出と兼ねるものとする。

（補助金の交付）

第8条 補助金は、規則第15条の規定により交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第9条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第6条の交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

- （1）申請者が、この要綱又はこの要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合
- （2）申請者が、虚偽の申請等の不正や、その他知事が不相当と認める行為により協力を受領したことが判明した場合
- （3）申請者が、補助金の申請や交付に関することについて法令に違反した場合
- （4）申請者が、暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合
- （5）その他知事が必要と認める場合

2 知事は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 第2項の補助金の返還について、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

4 知事は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、違約金又は延滞金の全部又は一部を免除することがある。

（使途報告及び立入検査等）

第10条 知事は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、申請者に対して、使途その他の必要な事項の報告をさせ、又は指定する職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させる。

2 申請者は前項の立入検査等に対して誠実に対応しなければならない。

(帳簿等の保存期間)

第11条 申請者は、その使途について、証拠書類を整備し、別記様式第4号に記録して事業の完了した日の属する会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(その他必要な事項)

第12条 補助金の交付に関するその他の必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和4年3月25日から施行し、令和4年度の補助金から適用する。

## 商店街組織の運営支援事業費補助金申請書

広島県知事様

商店街組織運営支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付申請をし、請求します。  
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

申請・提出日	令和	4	年		月		日
--------	----	---	---	--	---	--	---

## 1 申請者の情報

申請者情報	所在地	〒																都・道 府・県			区・市 町・村					
		番地等																								
		法人 番号																								
	フリガナ																									
	団体名																									
	代表者 役職																フリガナ									
																	代表者 氏名									
	申請区分	当てはまるものに チェックしてください。																			<input type="checkbox"/>	商店街振興組合	<input type="checkbox"/>	事業協同組合	<input type="checkbox"/>	その他 ( )
	要綱第5条 第3条各号 について	下欄の(1)から(4)までの項目のいずれにも																			<input type="checkbox"/>	該当しない				
		(1) 広島県暴力団排除条例（平成22年広島県条例第37号）に規定する暴力団又は暴力団員等 (2) 役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者																								
要綱第3条 について	下欄の(1)(2)の項目のいずれにも																			<input type="checkbox"/>	該当しない					
	(1) 商店街振興組合連合会若しくは商店街組合を会員とする商工組合連合会等の法人格を有する者を会員とする組織 (2) 大規模施設等の設置者若しくは大規模施設等のテナントによる組織																									

## 2 申請額等

要綱第4条の 直近会計年度における 支出総額	会計年度	平成・令和		年度
	支出総額			円
申請額			円	

申請額は支出総額に応じ、次のとおり。

ア 支出総額が300万円未満 ⇒ 10万円

イ " 300万円以上1,000万円未満 ⇒ 20万円

ウ " 1,000万円以上2,000万円未満 ⇒ 50万円

エ " 2,000万円超 ⇒ 70万円

連絡先	担当者	所属		フリガナ	
	メールアドレス			氏名	
				電話番号(※)	

※ 連絡先の電話番号は、午前9時から午後5時に繋がる電話番号を記入してください。

## 3 振込先口座

金融機関名											本・支店名				
預金種目	<input type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	金融機関 コード						支店 コード				
口座番号														右詰めで記入してください。	
フリガナ															
口座名義															

## 商店街組織の運営支援事業費補助金申請書

広島県知事様

商店街組織運営支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金の交付申請をし、請求します。  
なお、記載(チェック)した事項については事実と相違ありません。

申請・提出日	令和	4	年	0	月	0	日
--------	----	---	---	---	---	---	---

## 1 申請者の情報

申請者情報	所在地	〒 7 3 0 - 8 5 1 1	広島	都・道・府(県)	広島	区(市)町・村	
	番地等	中区基町10番52号					
	法人番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇					
	フリガナ	〇〇ショウテンガイシンコウクミアイ					
	団体名	〇〇商店街振興組合					
	代表者役職	理事長	フリガナ	ヒロシマ イチロウ			
			代表者氏名	広島 一郎			
	申請区分	当てはまるものにチェックしてください。	<input checked="" type="checkbox"/> 商店街振興組合	<input type="checkbox"/> 事業協同組合	<input type="checkbox"/> その他( )		
	要綱第5条第3条各号について	下欄の(1)から(4)までの項目のいずれにも	<input checked="" type="checkbox"/>	該当しない			
		(1) 広島県暴力団排除条例(平成22年広島県条例第37号)に規定する暴力団又は暴力団員等 (2) 役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者 (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは間接的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している者 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有している者					
要綱第3条について	下欄の(1)(2)の項目のいずれにも	<input checked="" type="checkbox"/>	該当しない				
	(1) 商店街振興組合連合会若しくは商店街組合を会員とする商工組合連合会等の法人格を有する者を会員とする組織 (2) 大規模施設等の設置者若しくは大規模施設等のテナントによる組織						

## 2 申請額等

要綱第4条の直近会計年度における支出総額	会計年度	平成	令和	30	年度				
	支出総額	7	5	0	0	0	0	0	0
申請額	20000000円								

申請額は支出総額に応じ、次のとおり。

ア 支出総額が300万円未満 ⇒ 10万円  
イ " 300万円以上1,000万円未満 ⇒ 20万円  
ウ " 1,000万円以上2,000万円未満 ⇒ 50万円  
エ " 2,000万円超 ⇒ 70万円

連絡先	担当者	所属	〇〇商店	フリガナ	ヒロシマ ジロウ
	メールアドレス	〇〇〇〇〇@〇〇〇〇〇		氏名	広島 二郎
				電話番号(※)	〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

※ 連絡先の電話番号は、午前9時から午後5時に繋がる電話番号を記入してください。

## 3 振込先口座

金融機関名	〇〇銀行				本・支店名	〇〇支店							
預金種目	<input checked="" type="checkbox"/>	普通	<input type="checkbox"/>	当座	金融機関コード	〇	〇	〇	〇	支店コード	〇	〇	〇
口座番号	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	右詰めで記入してください。					
フリガナ	〇〇ショウテンガイシンコウクミアイ												
口座名義	〇〇商店街振興組合												

別記様式第2号（第6条関係）

指令経革第 号  
令和 年 月 日  
（申請者の住所）  
（申請者の名称）

令和 年 月 日付けで申請の令和4年度商店街組織の運営支援事業費補助金については、次のとおり交付します。

広島県知事

- 1 交付決定額 金 円
- 2 確定額 金 円
- 3 交付の条件

- （1）この事業の実施に当たっては、次項に付する条件の外、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）及び商店街組織運営支援事業費補助金交付要綱（令和4年 月 日施行。以下「交付要綱」という。）の規定を遵守すること。
- （2）この補助金の使途については交付要綱第11条の規定に基づき、証拠書類を整備の上、別記様式第4号に記録し、事業の完了した日の属する会計年度終了後10年間保存すること。

別記様式第3号（第6条関係）

第 年 月 日  
第 年 月 日

（申請者の住所，名称，氏名等） 様

広島県知事

不交付決定通知書

令和 年 月 日付けの申請については，商店街組織運営支援事業費補助金交付要綱第6条の規定により，交付しないことに決定しましたので通知します。



使途明細記録

住 所	
団体名	

補助金交付(確定)額	交付(確定)年月日	交付額	事業完了日
		0	

番号	支出費目	支払日	対象経費	消費税額	補助金使用額	摘 要
1					0	
2					0	
3					0	
4					0	
5					0	
6					0	
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
16					0	
17					0	
18					0	
19					0	
20					0	
21					0	
22					0	
23					0	
24					0	
25					0	
合 計			0	0	0	

補助金残額	0
-------	---

使途明細記録

記載例

住所	
団体名	

補助金交付(確定)額	交付(確定)年月日 令和4年6月20日	交付額 200,000	事業完了日 令和4年10月4日
------------	------------------------	----------------	--------------------

番号	対象施設等	支払日	対象経費	消費税額	補助金使用額	摘要
1	街路灯・防犯カメラ	R4.7.4	22,000	2,000	20,000	電気代(令和4年6月分)
2	アーケード	R4.7.15	55,000	5,000	50,000	雨漏りの修繕工事
3	街路灯・防犯カメラ	R4.8.4	27,500	2,500	25,000	電気代(令和4年7月分)
4	街路灯・防犯カメラ	R4.9.4	22,000	2,000	20,000	電気代(令和4年8月分)
5	街路灯・防犯カメラ	R4.9.20	66,000	6,000	60,000	LED電灯の購入費
6	街路灯・防犯カメラ	R4.10.4	33,000	3,000	25,000	電気代(令和4年9月分)
7					0	
8					0	
9					0	
10					0	
11					0	
12					0	
13					0	
14					0	
15					0	
16					0	
17					0	
18					0	
19					0	
20					0	
21					0	
22					0	
23					0	
24					0	
25					0	
合計			225,500	20,500	200,000	

補助金残額	0
-------	---